



マルチ商法の落とし穴

(相談事例)

「久しぶりに友人に誘われ会ったところ、健康食品を買って会員になるように勧誘された。会員を増やせば、紹介料がもらえてすぐもつかるので、一緒に勝ち組みになろうと言われた。50万円のクレジットを組んで契約したが、本当にもつかるのか。」

このように商品を買って販売組織の仲間になり、さらに加入者を増やすことによってマージンが入る取引をマルチ商法と言います。相談室にもマルチ商法に関する相談が寄せられますが、そのほとんどが「もつかるという言葉に信じて契約したものの、思うように人を勧誘できず、買った商品の支払いだけが残ってしまった」というものです。今回の相談も、もつかる保証はどこにもありません。また、自分が被害者になるだけでなく、友人を勧誘することで加害者の立場にもなってしまうのです。

マルチ商法は、契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフ（契約解除）ができます。また、入会後一年以内に退会した場合は、退会前90日以内に受け取った商品で未使用であれば、返品ができます。解約料は販売価格の1割を負担すればよいことになっています。

■市民課 市民相談室 ☎(25)8125

第7回定例会報告

7月23日開催

議事

- ・高島市外国語指導助手雇用実施要綱の廃止について
- ・高島市外国語指導助手雇用実施要綱の制定について
- ・中学校で語学指導等を行う外国青年の雇用に関する内容の変更が、県より示されたことから要綱の廃止、制定をします。

- ・高島市小学校英語活動外国語指導助手雇用実施要綱の廃止について
- ・高島市小学校英語活動指導助手雇用実施要綱の制定について

(関連記事を下段に掲載)

- ・高島市有形文化財の指定にかかる諮問について
- ・朽木宮前坊の瀬々杵神社所蔵の「木造釈迦如来坐像」と「木造男神坐像」を指定することについて、高島市文化財保護審議会へ諮問することになりました。

協議

- ・学校給食事業の一部民間委託および統廃合計画(案)について
- ・新旭と高島給食センターの調理機器が老朽化していることから、児童生徒数の減少と各給食センターの調理能力などを考慮し、今後の学校給食センターのあり方について協議しました。

- ・学社連携の現状について

(関連記事を下段に掲載)

報告

- ・平成21年度高島市立教育研究所事業について
- ・教育課題の解決に向けた市内の教職員への研修計画等の報告がありました。
- ・第53回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)について
- ・11月7日、8日に開催する大会の概要と準備状況の報告がありました。

定例会終了後、高島小中一貫教育校の開設に向けた体制と取り組み状況について話し合いました。

チャレンジ 省エネ長者作戦

あなたからはじめる・・・エコアクション！ 「グリーンコンシューマー」って何？

グリーンコンシューマーとは、「環境のことを考えて買い物をする消費者」のことです。皆さんが環境に配慮した商品を選んで買い物することで、販売店もエコ商品の品揃えを充実させ、企業も環境に配慮した製品の企画・開発をするようになる・・・というように、買い物ひとつで社会を変えることができます。



毎日の生活の中で、節電などの省エネを心がけることは、地球にやさしく、家計を助けることにもなります。このコーナーでは家庭で簡単にできる省エネを紹介いたします。

グリーンコンシューマーの10原則

1. 必要なものを必要な量だけ買う
2. 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3. 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4. 作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5. 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6. 自然と生物多様性を損なわれないものを選ぶ
7. 近くで生産・製造されたものを選ぶ
8. 作る人に公正な分配が保証されているものを選ぶ
9. リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10. 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ



出典：グリーンコンシューマーになる買い物ガイド(小学館)

環境政策課 ☎(25)8123

小学校英語活動スタート！ ～エンジョイ イングリッシュ～

学習指導要領の改訂により、平成23年度から小学校での外国語活動が本格的に導入されます。本市では、それに先がけて平成20年度から全ての小学校で英語活動をスタートしています。高学年では年間35時間を、中学年や低学年では10時間から17時間を基準として設定し、高島市が独自に作成したカリキュラムに沿って行っています。2学期からは、改正した雇用実施要綱に基づいて5人の小学校英語活動指導助手(TEEA)を市内



(学校教育課)

学社連携の推進！

○学社連携とは
学校教育と社会教育が、それぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら、協力し、教育効果を高めようとするものです。例えば、学校の「総合的な学習の時間」に社会教育の人材、教材を活用したり、公民館等の事業計画に教員が参画することなどです。

○学社連携推進事業(一部)
・マイスクール「学校の顔」事業
・中学生チャレンジウィーク事業
(職場体験学習)
・青少年のための科学の祭典事業

○今後について
「高島こども宿」事業
「心をみがく良知をみがく(立志祭)」事業
子どもの教育は、「家庭・学校・地域社会」が、相互に連携を図りながら進めるのが重要なことと考え、市内の学校・園から意見を聞きました。
その中には、地域の人材リストの作成や人材派遣の調整窓口の設置などがありましたので、関係者と協議を進めながら学社連携のより一層の推進に取り組めます。(社会教育課)